

【いじめ防止基本方針】

北海道函館盲学校

平成26年3月20日 策定

【いじめの基本認識】

- いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- 関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。（法第13条）

2 いじめの定義

「いじめ」とは、幼児児童生徒（以下、「児童生徒」という。）に対して、本校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条参照）

学校では、「いじめ」と訴えてきた児童生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

3 いじめの未然防止

（1）人権教育の充実

- いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童生徒に理解させる。
- 児童生徒が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

（2）道徳教育の充実

- すべての教育活動において道徳的判断力を養い、「いじめ」を未然に防止する。
- 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- 児童生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った授業を実施する。
- 児童生徒の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「尊さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

（3）体験教育の充実

- 児童生徒が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- 交流体験学習やボランティア体験、就業体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

（4）コミュニケーション活動を重視した自立活動、特別活動の充実

- 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。

- 児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な学習内容を教育活動に取り入れる。
- (5) 保護者や地域の方への働きかけ
- 児童生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切を伝える。
 - 授業参観や保護者研修会の開催、ウェブページ、学校・学級だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
 - 保護者懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
 - インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行う。

4 いじめの早期発見

(1) 日々の観察

- 教職員が児童生徒と共に過ごし、いじめの早期発見を図る。
- 児童生徒の様子に目を配る。
- いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- いじめの相談窓口があることを知らせ、相談しやすい環境づくりをする。

(2) 観察の視点

- 児童生徒の成長の発達段階を考慮し、丁寧に継続した対応を実施する。
- 学級担任を中心に教職員は、児童生徒の人間関係の把握に努める。
- 気になる言動や表情を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の改善にあたる。

(3) 家庭との連絡

- 学級担任と保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談（学校カウンセリング）の実施

- 教職員と児童生徒の信頼関係を形成する。
- 日常生活の中での教職員の言葉かけ等、児童生徒や保護者が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- 全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。

(5) いじめ実態調査

- 調査は発見の手立ての一つであると認識した上で、年に2回以上実施する。
- 記名、無記名、持ち帰り等、学校や児童生徒の実情に応じて配慮する。

5 いじめの早期対応

(1) 正確な実態把握

- 当事者双方、周りの児童生徒から個々に聴き取り、記録する。
- 関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

(2) 指導体制、方針決定

- 教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- 指導体制を整え、対応する教職員の役割を分担する。
- 教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

(3) 児童生徒への指導・支援

- いじめられた児童生徒の保護、心配や不安を取り除く。
- いじめた児童生徒に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

- インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るよう心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

(4) 保護者との連携

- いじめ事案の解消のための具体的な対策について説明する。
- 保護者の協力を求め、学校と指導連携について協議する。

(5) いじめ発生後の対応

- 継続的に指導・支援を行う。
- コーディネーター、生徒指導担当、養護教諭を中心にカウンセリングを実施し、全職員で児童生徒の心のケアを図る。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学校づくりを行う。

(6) 全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ケース会議を実施し、全職員の共通理解のもとで個別の教育ニーズに即した教育活動を進める。
- 児童生徒理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。
- 各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

6 校内体制

- 校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置づける。学校安全委員会の安全指導担当グループが委員を兼務する。構成は、教頭、生徒指導主事、小学部主事、中学部主事、寮務主任、寄宿舎運営部長とする。(法第22条)
- 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- いじめの相談があった場合には、養護教諭、学級担任、関係教諭等を加え、事実関係の把握、関係児童生徒・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童生徒の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

7 教育委員会・関係機関との連携

(1) 教育局との連携

- ・ 関係児童生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言を受けて学校として組織的に動く。
- ・ 関係機関との調整を依頼する。

(2) 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害がある場合に必要な報告、情報提供等を行う。
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合に必要な報告、情報提供等を行う。

(3) 福祉関係との連携

- ・ 家庭の養育に関する指導・助言を求め、適切に対応する。
- ・ 家庭での生徒の生活・環境の状況を把握する。

(4) 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談機関等を利用する。
- ・ 精神症状についての治療・指導・助言を依頼し、適切に対応する。

■ チェックリスト ■

いじめられている児童生徒のサイン	児童生徒名							
サイン								
遅刻・欠席が増える								
遅刻・欠席の理由を明確に言わない								
教師と視線が合わず、うつむいている								
体調不良を訴える								
保健室・トイレに行くようになる								
決められた座席と異なる席に着いている								
給食にいたづらをされている								
給食を所定の場所で食べない								
ふざけている表情がさえない								
友だちとのかかわりを避ける								
慌てて下校する								
持ち物がなくなる								
持ち物にいたづらをされている								
嫌なあだ名が聞こえる								
何か起こると特定の生徒の名前が出る								
筆記用具等の貸し借りが多い								
いじめている児童生徒のサイン	児童生徒名							
サイン								
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話している								
ある児童生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている								
教職員が近づくと、不自然に分散する								
自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の児童生徒がいる								
寄宿舎や家庭でのサイン	児童生徒名							
サイン								
学校や友だちのことを話さなくなる								
友人やクラスの不平や不満を口にすることが多くなる								
朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする								
特定の友人からの誘いをよく断る								
受信したメールをこそこそ見る								
電話におびえる								
遊ぶ友だちが急に変わる								
部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする								
理由のはっきりしない衣服の汚れがある								
理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある								
登校時間になると体調不良を訴える								
食欲不振・不眠を訴える								
持ち物がなくなったり、壊されたりする								
持ち物に落書きがある								
お金をほしがる								